

閱覽設計書

件名 自動体外式除細動器(AED)購入

納入箇所 松岡福祉総合センター翠荘 外 6施設

履行期限 令和6年10月18日

監督職員 課長補佐 高 島 大 進

自動体外式除細動器（AED）購入仕様書

本仕様書は自動体外式除細動器（AED）等の購入契約について、必要な事項を規定するものである。

1 件名

自動体外式除細動器（AED）購入

2 品名及び数量

（1）自動体外式除細動器（AED） 1 式 計 7 台

3 機能・構成等

- （1）日本版救急蘇生ガイドライン 2020 に適合する機器であること。
- （2）薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を受けた医療機器であり、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- （3）初回除細動出力エネルギーは小学生～大人用モードの場合 150J 以上・未就学児用モードの場合 50J 以上であること。
- （4）電極パッドは未就学児パッド及び小学生～大人用パッドを有すること。共用のパッドの場合は本体にて切り替えが可能であること。
- （5）バッテリーは待機寿命が約 4 年以上であり、充電式ではないこと。
- （6）AED 本体についてセルフテストを行う機能を有すること。
- （7）音声ガイダンスは日本語であること。
- （8）AED 本体の耐用期間は 8 年間とする。
- （9）AED 耐用年数の間に掛かる電極パッド及びバッテリーはすべて、受注者の負担とする。
- （10）AED 本体のメーカー保証期間は 4 年以上とする。
- （11）AED 本体の防塵・防水の外装保護は IP56 等級以上であること。
- （12）寒冷地対応のため、AED の待機・動作環境温度仕様は、0℃～50℃であること。
- （13）キャリングバックは AED 製造会社純正品であること。
- （14）AED 設置表示シールの AED マークは日本救急医療財団採用の図像を表示しているものとする。
- （15）患者搬送先の施設が治療目的等で AED 解析結果および波形結果を求めた際は、搬送先の施設に対して、AED の解析・波形結果を直ちに報告できる体制であること。（費用は発注者の負担とする）

4 納入場所

以下表7施設とする。

1	松岡福祉総合センター翠荘
2	松岡総合運動公園（B&G）
3	えい坊館
4	緑の村ふれあいセンター
5	四季の森複合施設
6	上志比デイサービスセンター
7	ニンキー体育館

5 その他

- (1) AEDの納品・設置及び消耗品交換については、医療機器販売業許可証を取得している者が実施すること。
- (2) AED本体にAED製造会社のコールセンター直通連絡先を明記するプレートを紐で括りつけておくこと。
- (3) 保証期間内においては、使用者側の責めに帰することができない機器の故障は、無償で修理を行うこと。
- (4) この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、担当職員と協議のうえ決定するものとする